

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

175

大臣 菅 義偉
大臣秘書官
事務次官 萩原 規行
事務次官 萩原 規行

下田 大佐
条約局長
参事官
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

極秘

通知外務大臣、ロジャース 國務長官
会談記録 (沖縄問題)

昭和 44. 7. 30
米北 1

第 7 回 日米貿易経済合同委員会出席のため来日
のロジャース 國務長官と通知大臣の個別会談は 7 月
30 日午後 2 時半から午後 5 時半迄行なわれた。最初
の約 1 時間半は大臣と長官及び通訳のみの *tête-à-tête* 会談
が大臣室で行なわれ (記録別途作成) 引続き約 1 時間
15 分大臣接見室にて要旨下記の通り沖縄問題につ
いての会談が行なわれ (出席者リスト末尾参照)。最後の
約 15 分間は原田運輸大臣以下の参加を得て日米航
空交渉についての意見交換に費された (記録別途作
成)。

GA 6

外務省

1. 法律面及び政策面
2. 国会、米國議会による承認の問題
3. ~~その他~~ ^{ワシントン} の米北 2 次大臣会談
4. フォース対策

1. 法律面及び政策面

先ず通知大臣より以下の通り 6 月以降の

沖縄返還交渉をレビューした上で法律面、政策
面に別けて日本側の立場を説明した。

6 月訪米の際日本側から要望したのは (1)

1972 年 ^中 返還、(2) 安保体制の枠内での返

還、(3) 核抜き (4) 沖縄と本土が差別されない結
果とならぬようにして欲しい、の諸点がありこれが

日本としての基本線なまことは今更云ふ迄もない。

ワシントンでの話し合いの結果として、今後 11 月の

GA 6

外務省

総理訪米までに、(1) 文章ごとのよりにまとめる
 かを互いに研究する。(2) 沖縄返還に伴う財政
 的^{互いに}面を米側よりの資料提出をま^{互いに}って検討する。(3)
 沖縄の地域防衛をどうするかにつき必要に応じ
 話し合うことになった。この三項の全部をカバーする
 ものではないが、例えば「共同コミュニケ」でどう表現
 するかにつき、外部に対しては一切存在しないこと
 になっているが、日本側の案を出し、この程米側
 より^{米側に対する}受領したパーパーで米側の対案、考え方がはい
 めて明らかにされた。マイヤ大使を通じてそれ
 に対する日本側の意見を出し、~~米側は~~
 であるというのが現状である。

沖縄が日本の主権のもとに在るということ
 法律的には、憲法、法律、条約など、一切本土と

同様に適用され、安保条約についても何等新しい
 取極めなしに沖縄に適用されるように^{すべきである}~~すべきである~~

ということである。具体的に云うと、事前協議に
 関しては、ある種の行動について予じめ全部
 米国の意志でやり、日本の意志でやらなくてよいと
 いうことになる。その部分のみ日本の主権から離
 れることになるが、それでは日本の主権の下に帰っ
 てくることにならないうら困る。(ロジターズ長
 官より NATO を見てもあかの通り^{これ位の}~~これ位の~~こと
 については主権があかされたことにならぬと思)との
 反論あり、大臣より現にある安保条約などを沖
 縄が帰って来たのをからそのまま適用し、新しい
 条約、協定を作らないようにしようということから
 上記のようなことになる旨を説明した。

次に政治的にみて戦争を起す側は人智の限りを盡して、およそ考えられぬ方法で侵略にかかってくるであろうから、コンピュータのように凡ゆる場合を想定してどの場合はイエスとか自由とか決めておくことは不可能である。

要するに法的にはイエス、ノーを云わせの協議をするという形にして欲しいが、^用運用面では実質的に兩國の基本的な了解のもとに出発ができるようにしたく、十分知恵を以ては「話し合」がまとまると思う。^{即ち}日本の最高責任者が国民に対しこういう場合には事前協議を受けて出発してもらわねばならぬのだということ宣言することは日本側の措置として当然なれどことであり、この辺は歩み寄りができるかが考えている。これを一方的な宣言と

でなく兩國の協定で決めるということになると国会の承認が必要となるが、明年6月23日に最初の10年の期限の来る安保条約についてさえも自動継続が一番安全と考えられており、沖縄返還に^{の体系に変更を加えたり}関連して安保条約~~の承認~~国会の承認を必要とするものはこれとなくない。国会に説明すれば足りるものとしたら、もっとも返還協定そのものは国会に提出することとなる。

2. 国会、米国議会による承認の問題

(1) ロジャース長官よりおよそ次の通り米側の基本的立場の説明があった。米側としては第一に佐藤総理節米前に何とかしたいという考えであり、第二にこの問題が日本側にとり大きな政治問題であり、沖縄と安保の関係もあるという^もこと~~も~~十分判つて

いふ種りである。他方米側においては議会との関係二次のような心配がある。

(declaration of intent)

(1) 共同コミュニケは意図の宣言であるが国会に出されて disapprove されることもある。

いふのに (註... この長官は多少誤解しているふしあり。後出の議論参照) 沖縄問題の中心 (米国内閣上)

行政協定により処理せんとするのであるが米国会の方は act on できない。これは

から行政協定でなく上院の承認を要する条約であるべしとの意見が出てくるがため

特別の取扱い (1972年)

(2) 沖縄基地 (アジア諸国を保護するの役割) 米側は批判を要するが、米側はこれを保護を続けようという。これは諸国が米国の核の傘に依存しているから、

(1) 正に重大なのは、ベトナム戦争 (1971年) による戦争が行われ、アジアにあり、沖縄は (の安全保障)

役割を果たしており米国も多額の費用を投じた基地

~~その使用継続の保証を与えられず~~ である。これにも拘らず、戦争中 (基地) 米国の戦争遂行の

日本が veto を持つようになるというのでは、一層に沖縄の地位を確立する

行政協定は議会から何故そのような取扱い放棄

にたいしての批判を受けざるを得ない。

(2) また1972年は大統領選挙の年に当り、この年は

総返還を行なう問題である。更に上院の承認を要する条約の形式となれば困難

は一層増大するのである。

米側としては以上の批判を避けるためにどうすべきかを考える必要があり、米国民に対し沖縄返還は戦争終結までのウイットナムに関し、また朝鮮、台湾に関し、沖縄基地使用について veto power を日本に与えるものに非かとの assurance を与える必要がある。

もつとも二、三年のうちにはウイトナム戦争が終了し
ていふことを希望する。

(2) 「ロ」長官の以上の発言に対し大臣より

(1) 問題は法的には veto の権利を確しておいて

実質的には assurance を与えられなければならないが

(2) 念のため申すと共同コミュニケは国会にかけ

ないものであり、日本側提案の表現なら国会にかけ
らなうと述べた。長官はこれに対し共同コミュニケ

の内容が operative になる前には国会の承認
を要するであろうから、米国議会にも提出せよと

いふことになすかも知れぬと述べ、下田大使より
その点は奄美、小笠原の実績もあり心配ないのと
返還協定の問題であるが

はなうと述べたが、「ロ」長官はフルフライト議員
等はそれが間違っているとしており沖縄の重要

小生の方が今度は樂觀できないと述べた。
更に下田大使より、国会や議会の承認の

問題は今度の総理訪米時の共同コミュニケにつ
いて起る問題でない⁽¹⁹⁷²⁾ことを指摘したところ、「ロ」

長官はそれなら何故日本側は⁽¹⁹⁷¹⁾議長に対する宣言
を共同コミュニケ中に折り込めなければならないかと質問

した。これに対し東郷局長より共同コミュニケ
の草案にはコミットメントを入れてあるから国会に

出さざるを得ない旨、更に大臣より両国間の合意
により事前協議をすることにして日本側が保留

してあり権利を^{放棄}することになると実質的合意と
なるから国会にかかす旨、~~そのおぼつか~~ 従って合意
そのおぼつか

ではないが一方的宣言をして、合意があるつもりで
運用しなう旨を説明した。

(1) 「ロ」長官は米側同僚に対し、正式の条約により処理することとし上院に責任を随うのも一方法なりと述べ、現在共同コミュニケで権利を放棄することには米側にも困難があることを述べた。下田大使より米側には桑港平和条約の如く上院の承認を求め、条約による方式と行政取扱の二つのやり方があるが、日本側には取扱の余地はない旨、但しこの問題は今年の問題でない旨述べた。

3 ~~ロ~~ ^{ガイエトナム} 大田修米 ^{戦争が終った後} (1) 「ロ」長官より、ガイエトナムに二行を云うことあり、^① 返還時にも戦争が終ったから事前協議に際しては事前の承認をせよとのやり方との質問あり、大臣より先刻コンピューター云々とは云ったが、^② ~~返~~をもう少しつめて基本的な考えはこの二つの問題の要

方をまとめていくほかにも述べ、更に先日米側より受信したペーパー中の合同委員会の特能強化との表現も suggestive であり、これをどういふ風に work out するか考へてみるべしと述べた。

(2) 「ロ」長官より総理訪米の時期も迫っており、日米間で更に積極的に話し合いを続けよう旨があること述べたのに対し、大臣より9月15日が12日のワシントンで長官に合意する旨申し、長官は12(金) 13(土) 15(月) 日々と述べたことについておこうと述べた。その時 quiet diplomacy での表現の問題をつめていくことにつき日米双方合意した。

4. フォルシ対策 ^{若干の論議あり} 報道関係者に対する説明は以下の通り

とすのことに合意された。

「今回の話し合いにおいて、去る6月はじめの

愛知外務大臣の訪米の際、日本側より米側に
対して示した沖縄返還問題についての基本的

な考へ方に対する米側政府の基本的な考へ方
が示され、これを基礎として友好的かつ建設

的な討議が行なわれた。また去る9月中旬に
大臣と長官とのワシントンで会談すること、仔細

をいふに双方の考へを煮詰め、^{（米側限り対象に沖縄返還）}
すのことに合意された。

なお今回の個別会談のはじめ約1時間
半大臣と長官だけの会談が行なわれ、沖縄

問題以外では貿易経済関係、アジア地域の
発展途上国への援助、インドネシア問題、東西関

係、中国問題、核拡散防止条約と軍縮委員会
における日本の役割、^{（1971年）}ベトナム戦後の日米協力が
取上げられた。」以上。

出席者リスト

日本側

~~米側~~

愛知大臣

午場事務次官

下田駐米大使

東郷アメリカ局長

赤谷審議官(通訳)

大河原アメリカ局参事官

千葉北米第一課長

堂脇アメリカ局調査室(記録)

米側

ロジャース國務長官

マイヤ-駐日大使

ペダーセン審議官

オズボーン公使

バーネット 國務次官補代理

マクロスキ 國務次官補代理

スナイター 駐日大使特別補佐官

フィン 國務省 日本部長

エリクソン 在京米國大使館参事官

ウィッゲル 在京米國大使館書記官(通訳)